

周易正義訓讀 —— 隨卦・蠱卦 —

野間 文史

震下 隨 兌上 元亨 利貞 无咎。

凡例

一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰周易正義の訓読訳である。

二 底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕の「阮刻十二經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。その根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。

◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館藏 北京人文科学研究所影傳氏宋本・易經集成本中華再造善本「單疏本」と略称。）

◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃兩浙東路茶鹽司刊 足利学校藏 沢古書院影印本「足利八行本」と略称。）

◎廣島大學所藏舊鈔本『周易正義』（「廣大本」と略称。）

三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙

論「廣島大學藏舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」（『廣島大學文學部紀要』第53巻特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収）を参考されたい。

四 本稿の本文は校定した經・伝・注（王弼注〔〕内）・疏文とその校勘記、訓読文の順である。

隨は、元いに亨り、貞しきに利あり。咎无し。
たた

○正義曰、「元亨」者、於相隨之世、必大得亨通。若其不大亨通、則無以相隨、逆於時也。「利貞」者、相隨之體、須利在得正。隨而不正、則邪僻之道、必須「利貞」也。「无咎」者、有此四德、乃「无咎」。

以苟相從、涉於朋黨、故必須四德乃「无咎」也。凡卦有四德者、或其卦當時之義、即有四德。如乾・坤・屯・臨・无妄。此五卦之時、即能四德備具。其隨卦以惡相隨、則不可也。有此四德乃无咎、无此四德則有咎也。與前五卦其義稍別。其革卦「己日乃孚」有四德、若不「己日乃孚」、則无四德。與乾・坤・屯・臨・无妄・隨、其義又別。若當卦之時、其卦雖美、未有四德。若行比美、方得在後始致四德者、於卦則不言其德也。若謙・泰及復之等、德義既美、行之不已、久必致此四德。但當初之時、其德未具、故卦不顯四德也。其諸卦之三德已下、其義大略亦然也。

〔疏〕「隨元亨利貞无咎」。

○正義に曰はく、「元いに亨る」とは、相隨ふ世に於いては、必ず大いに亨通するを得るなり。若し其れ大いに亨通せんば、則ち以て相隨ふ元く、時に逆ふなり。「貞しきに利あり」とは、相隨ふの體は、須らく正を得ることに在るに利あるべし。隨ひて正しからざるは、則ち邪僻の道にして、必須ず「貞しきに利ある」べきなり。「咎なし」とは、此の四徳有りて、乃て「咎無き」なり。苟くも相從ひ、朋黨に涉るを以て、故に必須ず四徳ありて乃て「咎无かる」べきなり。

凡そ卦に四徳有る者は、或いは其の卦時の義に當たりて、即ち四徳有り。〈乾〉〈坤〉〈屯〉〈臨〉〈无妄〉の如し。此の五卦の時は、即ち能く四徳備具す。

其の〈隨〉卦惡を以て相隨ふときは、則ち不可なり。此の四徳有りて乃て咎無く、此の四徳无くんば則ち咎有るなり。前の五卦と、其の義稍別なり。其の〈革〉卦の「己日にして乃ち孚まことあり」に四徳有るは、若し「己日にして乃ち孚あら」ずんば、則ち四徳无し。

〈乾〉〈坤〉〈屯〉〈臨〉〈无妄〉〈隨〉と、其の義は又た別なり。

若し卦に當たるの時、其の卦美なりと雖も、未だ四徳有らず。若し此の美を行ひて、方まさに後に在りて始めて四徳を得る者は、卦に於

いては則ち其の徳を言はざるなり。〈謙〉〈泰〉及び〈復〉の等の若きは、徳義既に美にして、之れを行ひて已まづ、久しくして必ず此の四徳を致す。但だ當初の時、其の徳は未だ具はらず、故に卦に四徳を顯らかにせざるなり。

其の諸卦の三徳已下、其の義は大略亦た然るなり。

彖曰、隨、剛來而下柔。動而說、隨。大亨利貞、无咎、而天下隨時。^{*}時之義大矣哉。

〔震剛而兌柔也。以剛下柔、動而之說、乃得隨也。爲隨而不大通、逆於時也。相隨而不爲利、正災之道也。故大通利貞、乃得无咎也。爲隨而令大通利貞、得於時也。得時則天下隨之矣。隨之所施、唯在於時也。時異而不隨、否之道也、故「隨時之義大矣哉」。〕

〔疏〕「彖曰」至「大矣哉」。

○正義曰、「隨剛來而下柔、動而說、隨」者、此釋隨卦之義。所以致此隨者、由剛來而下柔。「剛」謂震也、「柔」謂兌也。震處兌下、是剛來下柔。震動而兌說、既能下人、動則喜說、所以物皆隨從也。「大亨利貞无咎、而天下隨時」者、以有大亨貞正、无有咎害、而天下隨之。以正道相隨、故隨之者廣。若不以「大亨利貞无咎」、而以邪僻相隨、則天下不從也。「隨時之義大矣哉」。若以「元亨利貞无咎」、則天下隨從、即隨之義意廣大矣哉、謂隨之初始、其道未弘、終久義意而美大者。特云「隨時」者、謂隨其時節之義、謂此時宜行「元亨利貞」、故云「隨時」也。

○注「震剛而兌」至「大矣哉」。

○正義曰、「爲隨而不大通、逆於時也」。物既相隨之時、若王者不以廣大開通、使物閉塞、是違逆於隨從之時也。「相隨而不爲利、正災之道」者、凡物之相隨、多曲相朋附、不能利益於物、守其正直。此則小人之道長、災禍及之、故云「災之道」也。「隨之所施、唯在於時」者、釋「隨時」之義。言隨時施設、唯在於得時。若能大通「利貞」、

是得時也。若不能大通「利貞」、是失時也。「時異而不隨、否之道者、凡所遇之時、體无恒定。或值不動之時、或值相隨之時。舊來恒往、今須隨從。時既殊異於前、而不使物相隨、則是否塞之道、當須可隨則隨、逐時而用、所利則大、故云「隨時之義大矣哉」。

〔大亨貞无咎而天下隨時〕 隨時 石經·岳本·閩·監·毛本同。石經此行十

一字「无咎」已下七字磨改。釋文「大亨貞」本又作「大亨利貞而天下隨時」。王肅本作「隨之」。古本「貞」上有「利」字。○廣大本の疏文に従い、「利」字を補う。

〔隨時之義大矣哉〕 隨時 石經·岳本·閩·監·毛本同。釋文·王肅本作「隨之時義」。

〔隨時之義大矣哉若〕 隨時 石經·岳本·閩·監·毛本同。浦鐘云「者」誤「若」。

〔釋隨時之義〕 隨時 石經·岳本·閩·監·毛本同。宋本無「釋」字。○單疏本·廣大

本には「釋」字が有る。これが正しい。

〔舊來恒往今須隨從〕 隨時 石經·岳本·閩·監·毛本同。宋本無「舊」字。○單疏本·廣大本には「舊」字が有る。

象に曰はく、隨は、剛來たりて柔に下る。動きて「說」ぶは隨なり。大に亨りて貞しきに利あり、咎无し。而して天下時に隨ふ。時に隨ふの義は大なるかな。

〔震〕は剛にして〔兌〕は柔なり。剛を以て柔に下り、動き之きて説び、乃て隨ふを得るなり。隨ふを爲して大に通ぜざるは、時に逆ふなり。

故に大いに「利貞」に通じて、乃て「无咎」を得るなり。隨ふを爲して大いに「利貞」に通ぜしめ、時を得るなり。時を得

ば則ち天下之れに隨ふ。〈隨〉の施す所は、唯だ時に在るのみなり。時異なりて隨はざるは、否の道なり、故に「時に隨ふの義は大なるかな」。

〔疏〕「彖曰」より「大矣哉」に至るまで。

○正義に曰はく、「隨は、剛來たりて柔に下る。動きて「說」ぶは隨なり」とは、此れ〈隨〉卦の義を釋す。此の〈隨〉を致す所以は、「剛の來たりて柔に下る」に由る。「剛」は〈震〉を謂ひ、「柔」は〈兌〉を謂ふなり。〈震〉の〈兌〉下に處るは、是れ「剛の來たりて柔に下る」なり。〈震〉動きて〈兌〉説び、既に能く人に下り、動かば則ち喜説するは、物皆な隨從する所以なり。

「大に亨りて貞しきに利あり、咎无し。而して天下時に隨ふ」とは、大に亨りて貞正有り、咎害有る无くして、天下之れに隨ふ。正道を以て相隨ふを以て、故に之れに隨ふ者は廣し。若し「大に亨りて貞しく、咎无き」を以てせずして、邪僻を以て相隨はば、則ち天下從はざるなり。

「時に隨ふの義は大なるかな」とは、若し「元亨利貞」を以てせば、則ち天下隨從す、即ち〈隨〉の義意は廣大かな。〈隨〉の初始は、其の道未だ弘からず、終久に義意にして美大なる者を謂ふ。特に「時に隨ふ」と云ふは、其の時節の義に隨ふを謂ひ、此の時に宜しく「元亨利貞」を行ふべきを謂ふ、故に「時に隨ふ」と云ふなり。

○注の「震剛而兌」より「大矣哉」に至るまで。

○正義に曰はく、「隨ふを爲して大に通ぜざるは、時に逆ふなり」。物既に相隨ふの時、若し王者以て廣大に開通することをせず、物をして閉塞せしむるは、是れ隨從の時に違逆するなり。

「相隨ひて利を爲さざるは、正に災の道なり」とは、凡そ物の相隨ふは、曲げて相朋附すること多く、物に利益し、其の正直を守ること能はず。此れ則ち小人の道長じ、災禍之れに及ぶ、故に「災の道」と云ふなり。

「隨の施す所は、唯だ時に在るのみ」とは、「隨時」の義を釋す。

言ふこころは時に隨ひて施設するは、唯だ時を得るに在るのみ。若し能く大いに「利貞」に通ずる能はざるは、是れ時を得るなり。若し大いに「利貞」に通ずる能はざるは、是れ時を失ふなり。

「時異なりて隨はざるは、否の道なり」とは、凡そ遇ふ所の時は、體に恒定無し。或いは不動の時に値り、或いは相隨ふの時に値る。舊來たるは恒に往く。今は須らく隨從すべし。時既に前に殊異するに、而も物をして相隨はしめざるは、則ち是れ否塞の道なり。當須に隨ふべきは則ち隨ひ、時を逐ひて用ひ、利する所は則ち大なるべし、故に「時に隨ふの義は大なるかな」と云ふ。

象曰、澤中有雷、隨。君子以嚮晦入宴息。

〔澤中有雷、「動説」之象也。物皆說隨、可以无爲、不勞明鑒。故君子「向晦入宴息」也。〕

〔疏〕「象曰」至「宴息」。

○正義曰、說卦云、「動萬物者莫疾乎雷、……說萬物者莫說乎澤。故

注云、「澤中有雷、動説之象也。」「君子以嚮晦入宴息」者、明物皆說豫相隨、不勞明鑒、故君子象之。鄭玄云「晦、冥也。猶人君既夕之後、入於宴寢而止息。」

「君子以嚮晦入宴息」　院校　石經・岳本・閩・監・毛本同。釋文「嚮」本又作「向」。王肅本作「鄉」。○按「嚮」俗字、「鄉」者今之「向」字。「晦宴也」　院校　閩・監・毛本同。宋本・錢本「宴」作「冥」。◎單疏本・廣大本・足利八行本も「冥」字を作る。

象に曰はく、澤中に雷有るは、隨なり。君子以て晦^{くわ}きに嚮^{むか}かひ入りて宴息す。

〔澤中に雷有るは、「動説」の象なり。物皆な説びて隨はば、以て爲すこと无く、勞せずして明らかに鑒るべし。故に君子は「晦^{くわ}きに嚮^{むか}かひ入りて宴息す」るなり。〕

〔疏〕「象曰」より「宴息」に至るまで。

○正義に曰はく、〈說卦〉に云ふ、「萬物を動かす者は雷より疾^ときは莫く、萬物を説ばす者は澤より説ばしきは莫し」と。故に注に「澤中に雷有るは、動説の象」と云ふなり。

「君子以て晦^{くわ}きに嚮^{むか}かひ入りて宴息す」とは、物皆な説豫して相隨ひ、勞せずして明らかに鑒る、故に君子之れに象るを明らかにす。鄭玄云ふ、「晦は冥なり。猶ほ人君既夕の後、宴寢に入りて止息するがごとし」と。

初九、官有渝。貞吉。出門交有功。

〔居隨之始、上无其應、无所偏係、動能隨時、意无所主者也。隨不以欲、以欲隨宜者也。故官有渝變、隨不失正也。出門无違、何所失哉。〕

〔疏〕「初九」至「有功」。

○正義曰、「官有渝」者、官謂執掌之職。人心執掌、與官同稱、故人心所主、謂之「官」。「渝」變也。此初九既无其應、无所偏係、可隨則隨、是所執之志有能渝變也。唯正是從、故「貞吉」也。「出門交有功」者、所隨不以私欲、故見善則往隨之、以此出門、交獲其功。

○注「居隨之始」至「何所失哉」。

○正義曰、言「隨不以欲、以欲隨宜」者、若有其應、則有私欲、以无偏應、是所隨之事不以私欲。有正則從、是以欲隨其所宜也。

初九は、官に渝はること有り。貞なれば吉なり。門を出でて交るに功有り。

〔隨〕の始に居り、上に其の應无く、偏係する所无く、動きて能く時に隨ふも、意に主とする所の者无きなり。隨ふに欲を以てせず、欲を以て宜に隨ふ者なり。故に官に渝變有るも、隨ふこと正を失はざるなり。門を出でて違ふ无くんば、何の失ふ所あらんや。」

〔疏〕「初九」より「有功」に至るまで。

○正義に曰はく、「官に渝はること有り」とは、「官」は執掌の職を謂ふ。人心の執掌は、官と稱を同じくす、故に人心の主とする所、之れを「官」と謂ふ。「渝」は變なり。此の初九既に其の應无く、偏係する所无く、隨ふべきは則ち隨ふは、是れ執る所の志に能く渝變する有るなり。唯だ正に是れ從ふ、故に「貞なれば吉」なり。

「門を出でて交るに功有り」とは、隨ふ所私欲を以てせず、故に善を見れば則ち往きて之れに隨ひ、此を以て門を出で、交りて其の

功を獲るなり。

○注の「居隨之始」より「何所失哉」に至るまで。

○正義に曰はく、「隨ふに欲を以てせず、欲を以て宜に隨ふ」と言ふは、若し其の應有らば、則ち私欲有りて、以て偏く應ずる无きは、是れ隨ふ所の事、私欲を以てせず。正有らば則ち從ふは、是れ欲を以て其の宜しき所に隨ふなり。

象曰、「官有渝」、從正吉也。「出門交有功」、不失也。

〔疏〕正義曰、「官有渝從正吉」者、釋「官有渝」之義。所執官守正、能隨時渝變、以見貞正則往隨從、故云「從正吉」。「出門交有功不失」者、釋「交有功」之義。以所隨之處、不失正道、故出門即有功也。

象に曰はく、「官に渝はること有」らば、正に從ひて吉なり。「門を出でて交るに功有る」は、失はざるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「官に渝はること有らば、正に從ひて吉」とは、「官に渝はること有る」の義を釋す。執る所の官正を守り、能く時に隨ひて渝變し、貞正を見れば則ち往きて隨從するを以て、故に「正に從ひて吉」と云ふ。

「門を出でて交るに功有るは、失はず」とは、「交るに功有る」の義を釋す。隨ふ所の處、正道を失はざるを以て、故に門を出でて即ち功有るなり。

六一、係小子、失丈夫。

〔陰之爲物、以處隨世、不能獨立、必有係也。居隨之時、體於柔弱、而以乘夫剛動、豈能秉志違於所近。隨此失彼、弗能兼與。〕

五處已上、初處已下、故曰「係小子、失丈夫」也。」

〔疏〕「六二」至「失丈夫」。

○正義曰、「小子」謂初九也。「丈夫」謂九五也。初九處卑、故稱「小子」。五居尊位、故稱「丈夫」。六二既是陰柔、不能獨立、所處必近係屬初九、故云「係小子」。既屬初九、則不得往應於五、故云「失丈夫」也。

〔體於柔弱〕 阮校 岳本・宋本・古本・足利本同。錢本・閩・監・毛本「於」作「分」是也。○足利八行本は「於」字に作る。

六一、小子に係りて、丈夫を失ふ。

〔陰の物爲る、以て處ること世に隨ひ、獨立する能はず、必ず係ること有るなり。〔隨〕の時に居り、柔弱を體して、以て夫の剛動に乗らば、豈に能く志を秉ること近き所に違はんや。此に隨ひ彼を失ひ、兼ねて與する能はず。五己れの上に處り、初己れの下に處る、故に「小子に係りて、丈夫を失ふ」と曰ふなり。〕

〔疏〕「六二」より「失丈夫」に至るまで。

○正義に曰はく、「小子」は初九を謂ひ、「丈夫」は九五を謂ふなり。

初九 卑きに處る、故に「小子」と稱す。五尊位に居る、故に「丈夫」と稱す。六二は既に是れ陰柔なれば、獨立する能はず、處る所は必ず近く初九に係屬す、故に「小子に係る」と云ふ。既に初九に屬すれば、則ち往きて五に應ずるを得ず、故に「丈夫を失ふ」と云

ふなり。

象曰、「係小子」、弗兼與也。

〔疏〕正義曰、釋「係小子」之意。既隨此初九、則失彼九五丈夫、是不能兩處兼有、故云「弗兼與」也。

象に曰はく、「小子に係る」は、兼ねて與せざるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「小子に係る」の意を釋す。既に此の初九に隨へば、則ち彼の九五の「丈夫」を失ふ、是れ兩處に兼有する能はず、故に「兼ねて與せず」と云ふなり。

六三、係丈夫、失小子。隨有求得、利居貞。

〔陰之爲物、以處隨世、不能獨立、必有係也。雖體下卦、二已據初、將何所附。故舍初係四、志在「丈夫」。三・四俱无應、亦欲於己隨之、則得其所求矣。故曰「隨有求得」也。應非其正、以係於人、何可以妄。故曰「利居貞」也。初處已下、四處己上、故曰「係丈夫、失小子」也。〕

〔疏〕「六三係丈夫」至「利居貞」。

○正義曰、六三陰柔、近於九四、是係於「丈夫」也。初九既被六二之所據、六三不可復往從之、是「失小子」也。「隨有求得」者、三欲往隨於四、四亦更无他應。己往隨於四、四不能逆己、是三之所隨、有求而皆得也。「利居貞」者、己非其正、以係於人、不可妄動、唯利

在居處守正、故云「利居貞」也。

○注「三四俱无應」至「小子也」。

○正義曰、「三四俱无應」者、三既无應、四亦无應、是四與三俱无應也。此六二・六三因陰陽之象、假「丈夫」「小子」以明人事、餘无義也。

「故曰利居貞也」

○阮刻本「故」字を脱する。

「三欲往隨於四」

○單疏本・廣大本・足利八行本に従い、「從」字を「欲」字に改める。

「唯利在居處守正」 ○阮刻本は「居」字を「俱」字に誤刻する。

「四居无應者」

○阮校「補」案「居」當「俱」字之譌。此述注「四俱无應」之文。毛本正作「俱」。○單疏本・廣大本・足利八行本は「俱」字を作る。

なお嘉葉堂本・海保本には「四」字の上に「三」字が有り、これが正しい。王注・標起止にも「三」字を補う。

六三は、丈夫に係りて、小子を失ふ。隨ひて求むる有らば得、貞に居るに利あり。

〔陰の物爲る、以て處ること世に隨ひ、獨立する能はず、必ず係ること有るなり。下卦を體すと雖も、二已に初に據れば、將た何の附く所あらんや。故に初を舍てて四に係り、志は「丈夫」に在り。三・四是俱に應無く、亦た己れ之れに隨はんと欲せば、則ち其の求むる所を得ん。故に「隨ひて求むる有らば得」と曰ふなり。應は其の正に非ず、以て人に係る、何ぞ以て妄りすべけんや。故に「貞に居るに利あり」と曰ふ。初は己れの下に處り、四は己れの上に處る、故に「丈夫に係りて、小子を失ふ」

と曰ふなり。」

〔疏〕「六三係丈夫」より「利居貞」に至るまで。

○正義に曰はく、六三は陰柔にして、九四に近し、是れ「丈夫」に係るなり。初九既に六二の據る所を被り、六三は復^{もは}や往きて之れに従ふべからず、是れ「小子を失ふ」なり。

「隨ひて求むる有らば得」とは、三往きて四に隨はんと欲し、四も亦た更に他の應なし。己れ往きて四に隨ひ、四己れに逆ふ能はず、是れ三の隨ふ所、求むる有りて皆な得るなり。

「貞に居るに利あり」とは、己れ其の正に非ず、以て人に係り、妄動すべからず、唯だ居處に在りて正を守るに利あり、故に「貞に居るに利あり」と云ふなり。

○注の「三四俱无應」より「小子也」に至るまで。

○正義に曰はく、「三・四是俱に應無し」とは、三に既に應無く、四も亦た應無きは、是れ四と三と俱に應無きなり。此の六二・六三是陰陽の象に因り、「丈夫」「小子」を假りて以て人事を明らかにす。餘は義无きなり。

象曰、「係丈夫」、志舍下也。「下」謂初也。

〔疏〕正義曰、釋「係丈夫」之義。六三既係九四之「丈夫」、志意則舍下之初九也。

象曰、「丈夫に係る」は、志下を^す舍つるなり。「下」は初を謂ふなり。

「疏」正義に曰はく、「丈夫に係る」の義を釋す。六三既に九四の「丈夫」に係り、志意は則ち下の初九を舍つるなり。

九四、隨有獲。貞凶。有孚在道以明、何咎。

〔處說之初、下據二陰、三求係己、不距則獲、故曰「隨有獲」也。〕

居於臣地、履非其位、以擅其民、失於臣道、違正者也、故曰「貞凶」。體剛居說而得民心、能幹其事、而成其功者也。雖爲常義、志在濟物、心有公誠、著信在道以明其功、何咎之有。」

〔疏〕「九四」至「餌咎」。

○正義曰、「隨有獲」者、處說之初、下據二陰、三求係己、不距則獲、故曰「隨有獲」也。「貞凶」者、居於臣地、履非其位、以擅其民、失其臣道、違其正理、故「貞凶」也。「有孚在道以明、何咎」者、體剛居說而得民心、雖違常義、志在濟物、心存公誠、著信在於正道、有功以明、更有何咎。故云「有孚在道以明、何咎」也。

九四是、隨ひて獲る有り。貞なれども凶。孚有りて道に在りて以て明らかなれば、何の咎かあらん。

〔説の初めに處り、下は二陰に據り、三己れに係るを求め、距まざれば則ち獲、故に「隨ひて獲る有り」と曰ふなり。臣の地に居り、履むこと其の位に非ざるに、以て其の民を擅みし、臣道を失ひ、正に違ふ者なり、故に「貞なれども凶」と曰ふ。剛を體して説に居りて民心を得、能く其の事に幹たりて、其の功を成す者なり。常義爲りと雖も、志は物を濟すに在り、心は公誠を存し、信を著して正道に在り、功有りて以て明らかにするに、更に何の咎か有らん。故に「孚有りて道に在りて以て明らかなれば、何の咎かあらん」と云ふなり。〕

誠有りて、信を著し道に在りて、以て其の功を明らかにす、何の咎か之れ有らん。」

〔疏〕「九四」より「餌咎」に至るまで。

○正義に曰はく、「隨ひて獲る有り」とは、説の初めに處り、下は二陰に據り、三己れに係るを求め、距まざれば則ち獲、故に「隨ひて獲る有り」と曰ふなり。

「貞なれども凶」とは、臣の地に居り、履むこと其の位に非ざるに、以て其の民を擅みし、其の臣道を失ひ、其の正理に違ふ、故に「貞なれども凶」なり。

〔疏〕「孚有りて道に在りて以て明らかなれば、何の咎かあらん」とは、剛を體して説に居りて民心を得、能く其の事に幹たりて、其の功を成す者なり。常義爲りと雖も、志は物を濟すに在り、心は公誠を存し、信を著して正道に在り、功有りて以て明らかにするに、更に何の咎か有らん。故に「孚有りて道に在りて以て明らかなれば、何の咎かあらん」と云ふなり。

象曰、「隨有獲」、其義凶也。「有孚在道」、明功也。

〔疏〕正義曰、「隨有獲其義凶」者、釋「隨有獲貞凶」之意。九四既に六三、六二、獲得九五之民、爲臣而擅君之民、失於臣義、是以宜其凶也。「有孚在道明功」者、釋「以明何咎」之義。既能著信在於正道、是明立其功、故无咎也。

象に曰はく、「隨ひて獲る有る」は、其の義凶なり。「孚有りて道を成す者なり。常義爲りと雖も、志は物を濟すに在り、心に公

に在る」は、功を明らかにするなり。

「疏」正義に曰はく、「隨ひて獲る有るは、其の義凶」とは、「隨ひて獲る有る」の意を釋す。九四既に六三・六二を有し、九五の民を獲得し、臣と爲りて君の民を擅し、臣の義を失ふ、是を以て宜なり其の凶なること。

「孚有りて道に在るは、功を明らかにす」とは、「以て明らかにす、何の咎かあらん」の義を釋す。既に能く信を著し正道に在るは、是れ明らかに其の功を立つ、故に「咎无き」なり。

九五、孚于嘉、吉。

〔履正居中、而處隨世、盡「隨時」之宜、得物之誠、故「嘉吉」也。〕

〔疏〕正義曰、嘉、善也。履中居正、而處隨世、盡隨時之義、得物之誠信、故獲美善之吉也。

九五は、嘉に孚あり、吉なり。

〔正を履み中に居り、而して隨世に處り、「隨時」の宜を盡くし、物の誠を得、故に「嘉の吉」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「嘉」は善なり。中を履み正に居り、而して隨の世に處り、隨時の義を盡くし、物の誠信を得、故に美善の吉を獲るなり。

象曰、「孚于嘉、吉」、位正中也。

上六、拘係之、乃從維之。王用亨于西山。

〔疏〕「象曰」至「於西山」。
○正義曰、最處上極、是不隨從者也。隨道已成而特不從、故須拘係之、乃始從也。「維之、王用亨於西山」者、若欲維係此上六、王者必須用兵、通於西山險難之處、乃得拘係也。山謂險阻、兌處西方、故謂「西山」。今有不從、必須維係、此乃王者必須用兵通於險阻之道。非是意在好刑、故曰、「王用亨於西山。」

〔王用亨於西山也〕 院校 岳本・錢本・宋本・閩本・足利本同。監・毛本「也」作「者」。古本「亨」作「通」。

「今有不從」 院校 閩・監・毛本同。錢本「今」作「令」是也。◎單疏本・廣大本・足利八行本は「今」字を作る。これが正しい。

上六は、之れを拘へ係りて、乃ち從ひ、之れを維ぎて、王用ひて西山に亨す。

〔(隨)の體爲る、陰陽に順ふ者なり。最も上極に處り、從はざ

象曰、「嘉に孚あり、吉なり」とは、位正中なればなり。

る者なり。隨道 已に成れども特に従はず、故に「之れを拘へ係りて、乃ち従ふ」なり。率土の濱は、王臣に非ざるは莫く、而も従はざるを爲すは、王の討つ所なり、故に「之れを維ぎ、王用ひて西山に亨す」なり。(兌)は西方と爲し、山は、途の險

隔なり。西方に處りて従はざるを爲す、故に王用ひて西山に通ず。」

〔疏〕正義に曰はく、「拘へ係る」の義を釋す。須らく拘へ係るべき所以は、其の上に在りて窮極するを以て、肯へて隨從せざるが故なり。

〔疏〕「象曰」より「於西山」に至るまで。

○正義に曰はく、最も上極に處るは、是れ隨從せざる者なり。隨道已に成れども特に従はず、故に須らく之れを拘係して、乃ち始めて従ふべきなり。

「之れを維ぎて、王用ひて西山に亨す」とは、若し此の上六を維係せんと欲せば、王者は必須ず兵を用ひ、西山險難の處を通じて、乃ち拘係するを得べきなり。山は險阻を謂ひ、(兌)は西方に處る、故に「西山」と謂ふ。今従はざる有らば、必須ず維係すべし。此れ乃ち王者必須ず兵を用ひて險阻の道を通ずべし。是れ意は刑を好むに在るに非ず、故に「王用ひて西山に亨す」と曰ふなり。

象曰、「拘係之」、上窮也。

〔處於上極、故窮也。〕

〔疏〕正義曰、「拘係」之義。所以須拘係者、以其在上而窮極、不肯隨從故也。

象曰、「之れを拘へ係る」は、上窮まるなり。

〔上極に處る、故に窮まるなり。〕

〔疏〕「蠱元亨」至「後甲三日」。

 艮上 蠱 元亨 利涉大川。先甲三日、後甲三日。

○正義曰、蠱者事也。有事營爲、則大得亨通。有爲之時、利在拯難、故「利涉大川」也。「先甲三日、後甲三日」者、甲者創制之令、既在有爲之時、不可因仍舊令。今用創制之令以治於人、人若犯者、未可即加刑罰、以民未習、故先此宣令之前三日、殷勤而語之、又於此宣令之後三日、更丁寧而語之、其人不從、乃加刑罰也。其褚氏・何氏・周氏等、并同鄭義、以爲「甲」者造作新令之日、甲前三日、取改過自新、故用辛也。甲後三日、取丁寧之義、故用丁也。今案輔嗣注「甲者創制之令」、不云創制之日。又巽卦九五「先庚三日、後庚三日」、輔嗣注、「申命令謂之庚」。輔嗣又云、「甲、庚皆申命之謂」。則輔嗣不以甲爲創制之日、而諸儒不顧輔嗣注旨、妄作異端、非也。

〔疏〕「又如此宣令之後三日」 阮校 閨監毛本同。錢本・宋本「如」作「於」。◎單疏本・廣大本・足利八行本は「於」字を作る。これが正しい。

蠱は、元いに亨る。大川を涉るに利あり。甲に先だつこと三日、甲に後ること三日。

「疏」「蠱元亨」より「後甲三日」に至るまで。

○正義に曰はく、「蠱」は事なり。事の營爲すること有らば、則ち大いに亨通するを得。爲す有らんとするの時、利は難を拯ふことに在り、故に「大川を涉るに利ある」なり。

「甲に先だつこと三日、甲に後れる」と二日とは、「甲」は創制の令なり。既に爲すこと有るの時に在れば、舊令に因仍すべからず。

今創制の令を用ひて以て人を治め、人若し犯す者あらば、未だ即ちには刑罰を加ふべからず。民の未だ習はざるを以て、故に此の宣令の前に先だつこと三日、殷勤にして之れに語り、又た此の宣令の後の三日に於いて、更に丁寧にして之れに語り、其の人従はずして、乃て刑罰を加ふるなり。

其の褚氏・何氏・周氏の等は、并びに鄭義に同じくし、以爲へらく、「甲は造作新令の日、甲の前の三日は、過を改め自ら新しくするに取る、故に辛を用ふるなり。甲の後の三日は、丁寧の義を取る、故に丁を用ふるなり」と。今輔嗣注の「甲は創制の令」を案するに、「創制の日」と云はず。又た《巽》卦九五の「庚に先だつこと三日、庚に後れるること三日」の輔嗣注に、「命令を申ぶる之れを庚と謂ふ」とあり、輔嗣は又た「甲・庚は皆な申命を之れ謂ふ」と云へば、則ち輔嗣は甲を以て創制の日と爲さず。而るに諸儒は輔嗣の注旨を顧ず、妄りに異端を作すは、非なり。

彖曰、蠱、剛上而柔下、〔上剛可以斷制、下柔可以施令。〕巽而止、蠱。「既巽又止、不競爭也。有事而无競爭之患、故可以有爲也。」

「疏」「彖曰」至「止蠱」。

○正義曰、「剛上而柔下、巽而止蠱」者、此釋蠱卦之名、并明稱蠱之義也。以上剛能制斷、下柔能施令、巽順止靜、故可以有爲也。褚氏云、「蠱者惑也。物既惑亂、終致損壞、當須有事也、有爲治理也。故序卦云蠱者事也」、謂物蠱必有事、非謂訓蠱爲事義當然也。

彖に曰はく、蠱は、剛は上にして柔は下なり。

「上の剛は以て制を断ずべく、下の柔は以て令を施すべし。」

巽にして止まるは蠱なり。

「既に巽にして又た止まり、競爭せざるなり。事有れども競爭の患無し、故に以て爲すこと有るべきなり。」

「疏」「彖曰」より「止蠱」に至るまで。

○正義に曰はく、「剛は上にして柔は下、巽にして止まるは蠱」とは、此れ《蠱》卦の名を釋し、并びに「蠱」と稱するの義を明らかにするなり。上の剛は能く制斷し、下の柔は能く令を施し、巽順にして止靜なるを以て、故に以て爲すこと有るべきなり。

褚氏云ふ、「蠱は惑なり。物既に惑亂すれば、終に損壞を致し、當須さに事有るべきなり。爲すこと有りて理を治むるなり。故に《序卦》に『蠱は事なり』と云ふは、物蠱ひて必ず事有るを謂ふにて、蠱を訓じて事と爲すを謂ふには非ざるるなり」とは、義當に然るべきなり。

蠱、元亨而天下治也。

〔有爲而大亨、非天下治而何也。〕

〔疏〕正義曰、釋「元亨」之義。以有爲而得「元亨」、是天下治理也。

蟲は、元いに亨りて天下治まるなり。

〔爲すこと有りて大いに亨るは、天下の治まるに非ずして何ぞや。〕

〔疏〕正義に曰はく、「元亨」の義を釋す。爲すこと有るを以てして「元亨」を得るは、是れ天下 治理するなり。

「利涉大川」、往有事也。「先甲三日、後甲三日」、終則有始、天行也。

〔蟲者有事而待能之時也。可以有爲、其在此時矣。物已説隨、則待夫作制以定其事也。進德修業、往則亨矣。故「元亨、利涉大

川」也。甲者、創制之令也。創制不可責之以舊、故先之三日、後之三日、使令治而後乃誅也。因事申令、終則復始、若天之行用四時也。〕

〔疏〕正義曰、「利涉大川、往有事也」者、釋「利涉大川」也。蟲者有爲之時、拔拯危難、往當有事、故「利涉大川」。此則假外象以喻危難也。「先甲三日、後甲三日、終則有始天行」者、釋「先甲三日、後甲三日」之義也。民之犯令、告之已終、更復從始、告之殷勤不已、若天之行四時、既終更復從春爲始。象天之行、故云「天行也」。

○注「蟲者」至「四時也」。

○正義曰、「蟲者有事待能之時」者、物既蟲壞、須有事營爲、所作之事、非賢能不可。故經云「幹父之蟲」、幹則能也。「甲者創制之令」

者、甲爲十日之首、創造之令爲在後諸令之首、故以創造之令謂之爲甲。故漢時謂令之重者謂之「甲令」、則此義也。「創制不可責之以舊」

者、以人有犯令而致罪者、不可責之舊法、有犯則刑、故須先後三日、殷勤語之、使曉知新令、而後乃誅。誅謂兼通責讓之罪、非專謂誅殺也。

〔使令治而後乃誅也〕 閩·監·毛本同。岳本·宋本·古本·足利本「治」

作「治」。○按正義序引注亦作「治」。◎足利八行本はまさに「治」字

に作る。これが正しい。

〔而後乃專誅〕 阪校 「補」毛本「專」作「誅」、下「誅」字屬下讀。◎

單疏本·廣大本·足利八行本は「而後乃誅誅」に作る。これが正しい。

〔非尊謂誅殺也〕 阪校 「補」毛本「尊」作「專」。案「專」字是也。◎

單疏本·廣大本·足利八行本は「專」字に作る。これが正しい。

「大川を涉るに利ある」は、往きて事有るなり。「甲に先だつこと三日、甲に後れる」と三日、終れば則ち始まり有るは、天の行なり。
 「（蟲）」は事有りて能を待つの時なり。以て爲すこと有るべきは、其れ此の時に在り。物已に説び隨へば、則ち夫れ制を作りて以て其の事を定むるを待つなり。徳を進め業を修め、往けば則ち享るなり。故に「元いに亨り、大川を涉るに利ある」なり。
 「甲」は創制の令なり。創制は之れを責むるに舊を以てすべからず、故に之れに先だつこと三日、之れに後れること三日、令をして治あまねくせしめて、而る後に乃て誅するなり。事に因りて令を申べ、終れば則ち復た始ること、天の行に四時を用ふるが若きなり。」

「疏」正義に曰はく、「大川を涉るに利あるは、往きて事有るなり」とは、「大川を涉るに利あり」を釋するなり。〈蠱〉は爲すこと有らんとする時、危難を拔拯^{ばつじょう}「たすけすくう」し、往くに當に事有るべし、故に「大川を涉るに利あり」。此は則ち外象を假りて以て危難に喻ふるなり。

「甲に先だつ」と三日、甲に後れる」と三日、終れば則ち始まり有るは、天行なり」とは、「甲に先だつ」と三日、甲に後れる」と三日」の義を釋するなり。民の令を犯すや、之れに告ぐること已に終り、更に復た始めに従ひ、之れに告ぐるに殷勤にして已まざること、天の四時を行り、既に終りて更に復た春より始めと爲すが若し。天の行に象る、故に「天の行」と云ふなり。

○注の「蠱者」より「四時也」に至るまで。

○正義に曰はく、「〈蠱〉は事有りて能を待つの時なり」とは、物既に蠱壞すれば、須らく事有りて營爲すべく、作す所の事、賢能に非ざれば不可なり。故に〈經〉に「父の蠱^{ごよ}を幹^{かん}くす」と云ふ、幹は則ち能なり。

「甲は創制の令」とは、「甲」は十日の首と爲り、創造の令は後に在りて諸令の首と爲る、故に「創造の令」を以て之れを謂ひて「甲」と爲す。故に漢時 令の重き者を謂ひて、之れを「甲令」と謂ふは、則ち此の義なり。

「創制は之れを責むるに舊を以てすべからず」とは、人に令を犯して罪を致す者有るも、之れを舊法に責め、犯すこと有らば則ち刑することをすべからざるを以て、故に須らく先後三日、殷勤に之れに語り、新令を曉知せしめて、而る後に乃て誅すべし。「誅」は兼ね

て責讓の罪を通ずるを謂ひ、専らに誅殺を謂ふには非ざるなり。

象曰、山下有風、蠱。君子以振民育德。

〔蠱者、有事而待能之時也、故君子以濟民養德也。〕

〔疏〕正義曰、必云「山下有風」者、風能搖動、散布潤澤。今「山下有風」、取君子能以恩澤下振於民、育養己德。「振民」象「山下有風」、「育德」象山在上也。

〔育養己德〕 ◎阮刻本は「己」字を「以」字に誤刻する。

象に曰はく、山下に風有るは、蠱なり。君子 以て民を振^{そなへ}ひ徳を育^{やしな}ふ。

〔〈蠱〉は事有りて能を待つの時なり、故に君子は以て民を濟ひ徳を育^{やしな}ふなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、必ず「山下に風有り」と云ふは、風は能く搖動し、散布し潤澤す。今「山下に風有り」とは、君子の能く恩澤を以て下 民を振^{そなへ}ひ、己が徳を育養するに取る。「振民」は「山下に風有る」に象り、「育德」は「山上に在る」に象るなり。

初六、幹父之蠱。有子、考无咎、厲終吉。

〔處事之首、始見任者也。以柔巽之質、幹父之事、能承先軌、堪其任者也、故曰「有子」也。任爲事首、能堪其事、「考」乃无咎也、故曰「有子考无咎」也。當事之首、是以危也。能堪其事、

故「終吉」。」

〔疏〕「初六」至「厲終吉」。

○正義曰、「幹父之蠱」者、處事之首、以柔巽之質、幹父之事、堪其任也。「有子考无咎」者、有子既能堪任父事、「考」乃「无咎」也。以其處事之初、若不堪父事、則「考」有咎也。「厲終吉」者、厲、危也。既爲事初、所以危也。能堪其事、所以「終吉」也。

〔處事之首〕 ○この句の後に、廣大本のみ「以柔之首」四字が有るが、今は從わない。

初六は、父の蠱を幹くす。子有りて、考に咎无し。廣ぶめば終に吉なり。

〔事の首に處り、始めて任せらるる者なり。柔巽の質を以て、父の事に幹たりて、能く先軌を承け、其の任に堪ふる者なり、故に「子有り」と曰ふなり。任せられて事の首と爲り、能く其の事に堪ふれば、「考」は乃ち「咎无き」なり、故に「子有りて、考に咎无し」と曰ふなり。事の首に當たる、是を以て危きなり。能く其の事に堪ふるが故に「終に吉」なり。〕

〔疏〕「初六」より「厲終吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「父の蠱を幹くす」とは、事の首に處り、柔巽の質を以て、父の事を幹くして、其の任に堪ふるなり。「子有りて、考に咎无し」とは、子有りて既に能く父の事を任ずるに堪ふれば、「考」は乃ち「咎无き」なり。其の事の初に處るを以て、若し父の事に堪へずんば、則ち「考」に咎有るなり。「廣ぶめば終に吉」とは、「廣」は危なり。既に事の初と爲るは、危ぶむ所以なり。能く其の事に堪

ふるは、「終に吉」なる所以なり。

象曰、「幹父之蠱」、意承「考」也。

〔幹事之首、時有損益、不可盡承、故意承而已。〕

〔疏〕正義曰、釋「幹父之蠱」義。凡堪幹父事、不可小大損益、一依父命、當量事制宜以意承考而曰。對文父沒稱「考」、若散而言之、生亦稱「考」。若康誥云、「大傷厥考心」、是父在稱考。此避「幹父」之文、故變云「考也」。

〔象曰幹父之蠱〕 隅校 石經・岳本・閔・監・毛本同。足利本「父」下有「之蠱」二字。○足利八行本にも「之蠱」二字が有る。

象に曰はく、「父の蠱を幹くす」とは、意「考」を承くるなり。

〔事の首に幹たりて、時に損益有れば、盡くは承くべからず、故に意は承くるのみ。〕

〔疏〕正義に曰はく、「父の蠱を幹くす」の義を釋す。凡そ父の事を幹くするに堪へ、小大損益すべからず、一へに父の命に依り、當に事を量りて宜を制し、意を以て考を承くべきのみ。

對文すれば父沒するを「考」と稱するも、若し散じて之れを言へば、生くるときも亦た「考」と稱す。(康誥)に「大いに厥の考の心を傷つく」と云ふが若きは、是れ父在して「考」と稱するなり。此れ「幹父」の文を避く、故に變じて「考」と云ふなり。

九一、幹母之蠱、不可貞。

〔居於內中、宜幹母事、故曰「幹母之蠱」也。婦人之性、難可全正、宜屈己剛。既幹且順、故曰「不可貞」也。幹不失中、得中道也。〕

〔疏〕正義曰、居內處中、是幹母事也。「不可貞」者、婦人之性、難可全正、宜屈己剛、不可固守貞正、故云「不可貞」也。

九二、母の蠱を幹くす。貞にすべからず。

〔內中に居らば、宜しく母の事を幹くすべし、故に「母の蠱を幹くす」と曰ふなり。婦人の性は全てを正すべきこと難ければ、

宜しく己れの剛を屈すべし。既に幹くして且つ順なり、故に「貞にすべからず」と曰ふなり。幹くして中を失はざるは、中道を得ればなり。〕

九三、父の蠱を幹くす。小しく悔有るも、大咎无し。

〔疏〕正義曰、「幹父之蠱小有悔」者、以剛幹事而无其應、故「小有悔」也。「无大咎」者、履得其位、故終无大咎也。

〔疏〕正義に曰はく、内に居り中に處るは、是れ母の事を幹くするなり。「貞にすべからず」とは、婦人の性は全てを正すべきこと難ければ、宜しく己れの剛を屈すべく、貞正を固守すべからず、故に「貞にすべからず」と云ふなり。

九三、父の蠱を幹くす。小しく悔有るも、大咎无し。

〔疏〕正義に曰はく、「父の蠱を幹くす。小しく悔有り」とは、剛を以て事を幹くして、而も其の應无し、故に「悔有る」なり。履むこと其の位を得、正を以て父を幹くせば、「小しく悔有り」と雖も、終に「大咎无し」。〕

〔疏〕正義に曰はく、「父の蠱を幹くす。小しく悔有り」とは、剛を以て事を幹くして、而も其の應无し、故に「小しく悔有る」なり。

〔大咎无し」とは、履むこと其の位を得る、故に終に「大咎无き」なり。

象曰、「幹母之蠱」、得中道也。

〔疏〕正義曰、「得中道」者、釋「幹母之蠱」義。雖不能全正、猶不失在中之道、故云「得中道」也。

象曰、「幹父之蠱」、終无咎也。

象に曰はく、「母の蠱を幹くす」るは、中道を得るなり。

象に曰はく、「父の蠱を幹くす」は、終に咎无きなり。

〔疏〕正義に曰はく、「中道を得」とは、「母の蠱を幹くす」の義を釋す。全ては正す能はずと雖も、猶ほ在中の道を失はず、故に「中道を得」と云ふなり。

九三、幹父之蠱、小有悔、无大咎。

〔以剛幹事、而无其應、故「有悔」也。履得其位、以正幹父、雖

「小有悔」、終无大咎。〕

〔疏〕正義曰、「幹父之蠱小有悔」者、以剛幹事而无其應、故「小有悔」也。「无大咎」者、履得其位、故終无大咎也。

九三、父の蠱を幹くす。小しく悔有るも、大咎无し。

〔剛を以て事を幹くして、而も其の應无し、故に「悔有る」なり。

履むこと其の位を得、正を以て父を幹くせば、「小しく悔有り」と雖も、終に「大咎无し」。〕

〔疏〕正義に曰はく、「父の蠱を幹くす。小しく悔有り」とは、剛を以て事を幹くして、而も其の應无し、故に「小しく悔有る」なり。

〔大咎无し」とは、履むこと其の位を得る、故に終に「大咎无き」なり。

111

六四、裕父之蠱、往見吝。

〔體柔當位、幹不以剛而以柔和、能裕先事者也。然无其應、往必不合、故曰「往見吝」。〕

〔疏〕「象曰」至「見吝」。

○正義曰、「裕父之蠱」者、體柔當位、幹不以剛、而以柔和能容裕父之事也。「往見吝」者、以其无應、所往之處、見其鄙吝、故往未得也。

六四は、父の蠱を裕^{ゆたか}にする。往くときは吝を見る。

〔柔を體して位に當たり、幹くするに剛を以てせずして柔和を以てし、能く先事を裕にする者なり。然れども其の應无く、往けば必ず合はず、故に「往くときは吝を見る」と曰ふ。〕

〔疏〕「象曰」より「見吝」に至るまで。

○正義に曰はく、「父の蠱を裕^{ゆたか}にする」とは、柔を體して位に當たり、幹くするに剛を以てせず、而して柔和を以て能く父の事を容れ裕^{ゆたか}にする。「往くときは吝を見る」とは、其の應无きを以て、往く所の處、其の鄙吝を見る、故に往くときは未だ得ざるなり。

象曰、「裕父之蠱」、往未得也。

象に曰はく、「父の蠱を裕^{ゆたか}にする」るは、往くときは未だ得ざるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「父を幹くして用て譽ある」の義を釋す。父の事

六五、幹父之蠱。用譽。

〔以柔處尊、用中而應、承先以斯、用譽之道也。〕

〔疏〕「象曰」至「用譽」。

○正義曰、「幹父之蠱用譽」者、以柔處尊、用中而應、以此承父、用有聲譽。

六五、父の蠱を幹^{じよ}くす。用て譽あり。

〔柔を以て尊に處り、中を用ひて應じ、先を承くるに斯れを以てするは、譽を用ふる道なり。〕

〔疏〕「象曰」より「用譽」に至るまで。

○正義に曰はく、「父の蠱を幹^{じよ}くす。用て譽あり」とは、柔を以て尊に處り、中を用ひて應じ、此を以て父を承け、用て聲譽有り。

象曰、「幹父用譽」、承以德也。

〔以柔處中、不任威力也。〕

〔疏〕正義曰、釋「幹父用譽」之義。奉承父事、唯以中和之德、不以威力、故云「承以德」也。

象に曰はく、「父を幹くして用て譽あるは」、承くるに徳を以てするなり。

〔疏〕正義に曰はく、「父を幹くして用て譽あるなり。」

を奉承し、唯だ中和の徳を以てし、威力を以てせず、故に「承くるに徳を以てす」と云ふなり。

上九、不事王侯、高尚其事。

〔最處事上、而不累於位、「不事王侯、高尚其事」也。〕

〔疏〕正義曰、最處事上、不復以世事爲心、不係累於職位、故不承事王侯、但自尊高慕尚其清虛之事、故云「高尚其事」也。

上九は、王侯に事へず、其の事を高尚にす。

〔最も事の上に處りて、而も位に累せざるは、「王侯に事へず、其の事を高尚にす」ればなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、最も事の上に處りて、復や世事を以て心と爲さず、職位に係累せられず、故に王侯に承事せず、但だ自ら尊高にして其の清虛の事を慕ひ尚ぶ、故に「其の事を高尚にす」と云ふなり。

象曰、「不事王侯」、志可則也。

〔疏〕正義曰、釋「不事王侯」之義。身既不事王侯、志則清虛高尚、可法則也。

象に曰はく、「王侯に事へず」、志則るべきなり。

〔疏〕正義に曰はく、「王侯に事へず」の義を釋す。身は既に「王侯に事へず」、志は則ち清虛に高尚するは、法則とすべきなり。